(証券コード7931)



未来工業株式会社

第58期定時株主総会 招集ご通知

| 開催日時 | 目次 | |
|-------------------------|-----------------|----|
| 2023年6月15日(木曜日)午前10時 | 第58期定時株主総会招集ご通知 | 1 |
| | 株主総会参考書類 | 6 |
| 開催場所 | 事業報告 | 19 |
| 岐阜県大垣市万石二丁目31番地 | 連結計算書類 | 34 |
| 大垣フォーラムホテル 2階 天の間 | 計算書類 | 37 |
| | 監査報告 | 40 |
| 議案 | | |
| 第1只議安 取締役 (監査筆系員でおるものを殴 | × | |

く。) 5名選任の件

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の

第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名

選仟の件

第4号議案 取締役 (監査等委員であるものを除

く。) に対する株式報酬等の額及び

内容決定の件

会社法改正に伴い、株主総会資料(株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類、計 算書類、監査報告)の電子提供制度が2022年9月1日に施行されましたが、第58期定 時株主総会におきましては、電子提供制度が適用される初年度であることを考慮し、書 面交付請求の有無にかかわらず、従前通りの書面を株主の皆様にお送りしております。

株主各位

岐阜県安八郡輪之内町楡俣1695番地の1

未来工業株式会社

取締役社長 山 田 雅 裕

第58期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第58期定時株主総会を下記の通り開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報(電子提供措置事項)について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

当社ウェブサイト https://www.mirai.co.jp//ir/library/#sec5



また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所(東 証)のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)



https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

(上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「未来工業」又は「コード」に当社証券コード「7931」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日のご出席に代えて、インターネット又は書面(郵送)による議決権 を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討 くださいまして、「議決権行使のご案内」(4頁から5頁)をご参照いただき、2023年6月14日(水曜日)午後4時45分までに議決権を行使いただきますようお願い申しあげます。

敬具

記

- 1. 日 時 2023年6月15日 (木曜日) 午前10時
- 3. 目的事項報告事項
- 1. 第58期 (2022年3月21日から2023年3月20日まで) 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員 会の連結計算書類監査結果報告の件
- 2. 第58期 (2022年3月21日から2023年3月20日まで) 計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 取締役 (監査等委員であるものを除く。) 5名選任の件

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

第4号議案 取締役(監査等委員であるものを除く。) に対する株式報酬 等の額及び内容決定の件

4. 招集にあたっての決定事項 (議決権行使についてのご案内)

- (1)書面 (郵送) により議決権を行使された場合の議決権行使書において、 議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとして お取り扱いいたします。
- (2)インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3)インターネットと書面 (郵送) により重複して議決権を行使された場合 は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なもの としてお取り扱いいたします。
- (4)代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方 1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を 証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
- ◎本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち次の事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。
- ① 事業報告の「会社の体制及び方針|
- ② 連結計算書類の「連結注記表」
- ③ 計算書類の「個別注記表」

したがいまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して 監査をした対象書類の一部であります。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合には、前記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたしますのでご了承ください。



議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主のみなさまの大切な権利です。 後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してく ださいますようお願い申しあげます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



インターネットで議決権を行使する方法

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限 2023年6月14日 (水曜日) 午後4時45分入力完了分まで



書面(郵送)で議決権を行使する方法

同封の議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限 2023年6月14日 (水曜日) 午後4時45分到着分まで



株主総会にご出席する方法

当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用 紙を会場受付へご提出ください。

株主総会 開催日時 2023年6月15日(木曜日)午前10時

インターネットによる議決権行使のご案内

<QRコードを読み取る方法>

- ・議決権行使書に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。(「ログインID」・「仮パスワード」の入力は不要です。)ログイン後は画面の案内に従って、賛否をご入力ください。
- ・QRコードを用いずに議決権を行使する場合は、下記の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

<ログインID・仮パスワードを入力する方法>

- ・議決権行使ウェブサイト **(https://evote.tr.mufg.jp/)** において、議決 権行使書に記載された「ログインID」・「仮パスワード」を入力いただき、ログ インします。
- ・議決権行使ウェブサイト上で「仮パスワード」の変更を行い、任意の「新しいパスワード」をご登録いただきます。以降は、画面の案内に従って、賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使で、パソコンやスマートフォンの 操作方法等がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク TEL 0120-173-027 (通話料無料/受付時間 午前9時から午後9時)

※QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

第1号議案 取締役 (監査等委員であるものを除く。) 5名選任の件

現在の取締役(監査等委員であるものを除く。)全員(5名)は、本定時株主総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役(監査等委員であるものを除く。)5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、独立社外取締役を委員長とする諮問機関「人事委員会」の答申を受けております。また、監査等委員会より各候補者を取締役に 選任することが適切であるとの意見表明を受けております。

取締役(監査等委員であるものを除く。)候補者は次の通りであります。

| -1×11/12 | 以前以(血直分安員であるしのを防べ。) 候間目は人の虚りであります。 | | | | | |
|----------|--|---|-------------------|--|--|--|
| 候補者番 号 | 氏 名 (生年月日) | 略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況 | 所 有 す る 当社株式の数 | | | |
| 1 | やま だ ま | 1987年 5 月 当社入社 2003年 3 月 未来株式会社(吸収合併会社)入社 2005年 6 月 同社監査室長 2006年 9 月 当社監査室長 2008年 6 月 当社取締役 2013年 6 月 当社代表取締役社長(現任) (担当) 監査室・内部統制 | 768,569株 | | | |
| | [取締役(監査等委員であるものを除く。)候補者とした理由] 同氏は、当社の代表取締役社長として当社グループ経営の経験と実績を有し、経営 の重要事項の決定及び業務執行に対する監督等、取締役としての適切な役割を果た していることから、引き続き取締役候補者といたしました。 | | | | | |
| 2 | がわ せ | 1987年10月 当社入社 2003年6月 当社取締役経理部長 2005年6月 未来株式会社(吸収合併会 社)取締役 2019年6月 当社常務取締役(現任) (担当) 経理部・品質保証部・購買部 | 4,000株 | | | |
| | [取締役(監査等委員であるものを除く。)候補者とした理由] 同氏は、当社の常務取締役として経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督 等、取締役としての適切な役割を果たしており、また、主に経理・品質保証・購買 の各部門の担当を務めており、当社グループの経営全般に精通していることから、 引き続き取締役候補者といたしました。 | | | | | |

| 候補者番 号 | 氏 名 (生年月日) | 略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況 | 所 有 す る 当社株式の数 | | |
|--------|--|--|-------------------|--|--|
| 3 | なか しま ですし 中 島 靖 (1965年1月1日生) | 1987年 3 月 当社入社 2013年 7 月 当社経営企画部長 2014年 6 月 当社取締役経営企画部長 2019年 6 月 当社常務取締役(現任) (担当) 総合企画部 | 12,200株 | | |
| | 同氏は、当社の常務的 等、取締役としての過 | であるものを除く。)候補者とした理由] 収締役として経営の重要事項の決定及び業務報 適切な役割を果たしており、また、主に総合① レープの経営全般に精通していることから、引 | E画部門の担当を | | |
| 4 | でまった。こう ど 山 内 弘 治 (1962年6月10日生) | 1985年 3 月 当社入社 1994年 3 月 未来精工株式会社入社 2006年 6 月 同社取締役 2012年 6 月 同社代表取締役社長 2014年 6 月 当社取締役 2015年 3 月 当社取締役営業部長(現任) (担当) 営業部長 | 2,300株 | | |
| | [取締役(監査等委員であるものを除く。)候補者とした理由] 同氏は、当社の取締役として経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督等、 取締役としての適切な役割を果たしており、また、当社の営業部長として当社ブル ープの営業事項全般に精通していることから、引き続き取締役候補者といたしまし た。 | | | | |
| 5 | で 後藤茂之 (1965年3月27日生) | 1987年 3 月 当社入社 2014年 6 月 当社製造部長 2018年 6 月 当社取締役製造部長 (現任) (担当) 製造部長、開発部 | 1,600株 | | |
| | 同氏は、当社の取締犯 取締役としての適切が | であるものを除く。)候補者とした理由] 役として経営の重要事項の決定及び業務執行に な役割を果たしており、また、当社の製造部長 当社グループの製造事項全般に精通しているこ としました。 | 長及び開発部門の | | |

- (注) 1. 前記取締役 (監査等委員であるものを除く。) 候補者5氏と当社との間には、特別の 利害関係はありません。
 - 2. 当社は、2006年9月21日付で未来株式会社を吸収合併しております。
 - 3. 当社は、当社及び当社子会社の取締役、監査役全員を被保険者とする役員等賠償責任 保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者の業務の遂行に起因して、保険 期間中に損害賠償請求がなされたことによって被る損害が、保険期間中の総支払限度 額の範囲内で填補されます。なお、5氏の選任が承認された場合は、任期途中に当該 保険契約を更新する予定であります。

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

現在の監査等委員である取締役全員 (3名) は、本定時株主総会の終結の時を もって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任 をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は次の通りであります。

| 候補者番 号 | 氏 名 (生年月日) | 略 歴 、 地 位 、 担 当 及 び 所 有 す る 重 要 な 兼 職 の 状 況 当社株式の数 | | | | | |
|--------|---------------------------------------|---|--|--|--|--|--|
| 1 | 磯 部 隆 英 (1953年9月29日生) | 1986年 3 月 公認会計士登録 2001年 1 月 名古屋中小企業投資育成株 式会社入社 2006年 1 月 同社業務第一部長 2006年 6 月 同社取締役業務第一部長 2014年 6 月 当社社外取締役 2014年 6 月 名古屋中小企業投資育成株 式会社取締役業務第一部長 退任 1,100株 2015年 6 月 当社社外取締役(監査等委員)(現任) 2016年 3 月 初穂商事株式会社社外取締役(監査等委員)(現任) 2022年 3 月 同社社外取締役(監査等委員)(現任) (重要な兼職の状況) 初穂商事株式会社社外取締役 | | | | | |
| | [監査等委員である取締 | 締役及び社外取締役候補者とした理由並びに期待される役割の概要] | | | | | |
| | | 社の経営に携わった経験や公認会計士として幅広い見識を有し | | | | | |
| | ており、社外取締役として取締役会の意思決定及び取締役の職務執行の監督等が期 | | | | | | |
| | ,, | き続き当該候補者といたしました。同氏が社外取締役に就任 | | | | | |
| | してからの年数は、 | x総会終結の時をもって9年になります。 | | | | | |

| 候補者番 号 | 氏 名 (生年月日) | 略 歴 、 地 位 、 担 当 及 び 所 有 す る 重 要 な 兼 職 の 状 況 当社株式の数 | | | | | |
|--------|--------------------------|--|--|--|--|--|--|
| 2 | 竹 內 裕 美 (1971年9月24日生) | 2000年10月 名古屋弁護士会(現 愛知 県弁護士会)弁護士登録 服部豊法律事務所入所 2005年10月 鬼頭・竹内法律事務所開設 弁護士法人鬼頭・竹内法律事務所別と 弁護士法人鬼頭・竹内法律事務所パートナー(現任) 2019年3月 株式会社安江工務店社外取締役(監査等委員)(現任) 2020年4月 愛知県弁護士会副会長 2021年6月 当社社外取締役(監査等委員)(現任) 2022年10月 公立大学法人名古屋市立大学監事(現任) (重要な兼職の状況) 弁護士法人鬼頭・竹内法律事務所パートナー株式会社安江工務店社外取締役(監査等委員)公立大学法人名古屋市立大学監事 | | | | | |
| | 同氏は、弁護士として | 帝役及び社外取締役候補者とした理由並びに期待される役割の概要] ての高い専門性を有しており、他の事業会社の社外役員のほ 副会長等を歴任されております。それらに基づく客観的かつ法 | | | | | |
| | | 副云長寺を歴任されております。 それらに奉 J く 各観的か J 法 助言が期待できることから、新たに当該候補者といたしまし | | | | | |
| | | 外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社の経営 | | | | | |
| | | リませんが、前記の理由により、社外取締役として、その職務 ものと判断しております。同氏が社外取締役に就任してからの | | | | | |
| | | からからからなり。 可以が近ればに続けるにからめ | | | | | |

| 候補者番 号 | 氏 名 (生年月日) | 略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況 | 所 有 す る 当社株式の数 |
|--------|--|--|----------------------------------|
| 3 | 同氏は、税理士とし [*] 地からの監督と助言だ 氏は、過去に社外取締 | 2007年 4 月 税理士法人おおがき会計入所 2009年 7 月 税理士登録 税理士法人おおがき会計社 員税理士(現任) (重要な兼職の状況) 税理士法人おおがき会計社員税理士 移役及び社外取締役候補者とした理由並びに期待。 での専門性を有しており、それらに基づく客観が期待できることから、新たに当該候補者とし 命役又は社外監査役となること以外の方法で会 がが、前記の理由により、社外取締役として、 判断しております。 | 見的かつ専門的見 いたしました。同 ☆社の経営に関与 |

- (注) 1. 上記取締役候補者 3 氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 2. 社外取締役候補者に関する特記事項は以下の通りであります。
 - (1)磯部降英、竹内裕美及び増成邦彦の3氏は社外取締役候補者であります。
 - (2)当社は、磯部隆英及び竹内裕美の両氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任 を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の 定める最低責任限度額としており、両氏の再任が承認された場合は、両氏との当該 契約を継続する予定であります。また、増成邦彦氏の選任が承認された場合には、 同様の責任限定契約を締結する予定であります。
 - (3)当社は、取締役を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者の業務の遂行に起因して、保険期間中に損害賠償請求がなされたことによって被る損害が、保険期間中の総支払限度額の範囲内で填補されます。なお、3氏の選任が承認された場合は、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。
 - (4)当社は、磯部隆英及び竹内裕美の両氏を株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋 証券取引所の定めに基づく独立役員としての届け出を行っております。両氏の再任 が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。また、増成邦彦 氏は、両証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が 承認された場合には、独立役員とする予定であります。
 - 3. ※印は、新仟の取締役候補者であります。
 - 4. 竹内裕美氏の戸籍上の氏名は鬼頭裕美であります。

第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

2021年6月15日開催の第56期定時株主総会において補欠の監査等委員である取締役に選任された桑原誠氏の選任の効力は本総会の開始の時までとされておりますので、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、改めて補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本選任の効力につきましては、就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、当社の取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は次の通りであります。

| 氏 名 (生年月日) | 略重要 | 歴 な 兼 | 職 | 及 の | 状 | び 況 | 所 有 す る 当社株式の数 |
|-------------------------------------|---|--|--|---------------------|------------|--------|-------------------|
| くか ばら まこと 桑 原 誠 (1956年3月14日生) | 1979年3月 2009年6月 2017年6月 2017年7月 2021年6月 2023年6月 (重要な兼職 株式会社ミラ・ 株式会社アミ | 同金庫理事 同金庫理理事 未 社取会社 民社式会 クス 株式 フーク社 株式 フーク社ア の 大 ス ス ス ス ス ス ス ス ス ス ス ス ス ス ス ス ス ス | 就任 退式退式退 受 受 で で で で で で で で で で で で で で で で で | ミュニケ 見任) スコム監 | 査役(| (現任) | _ |

[補欠の監査等委員である取締役候補者とした理由]

同氏は、当社グループ会社の経営に携わった経験による幅広い見地から、監査等委員である取締役として取締役会の意思決定及び取締役の職務執行の監督等が期待できることから、当該候補者といたしました。

- (注) 1. 桑原誠氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 2. 桑原誠氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。
 - 3. 当社は、取締役を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者の業務の遂行に起因して、保険期間中に損害賠償請求がなされたことによって被る損害が、保険期間中の総支払限度額の範囲内で填補されます。桑原誠氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、同氏は当該保険契約の被保険者に含められることとなります。

<ご参考>本定時株主総会後の取締役の構成(予定)

| 氏 名 | 地 位 | 企業経営 | 財務・会計・ファイナンス | 法務・ コンプライアンス | 営業・ 販売 | 製造・ 技術 |
|------|-------------------|------|--------------|-----------------|-----------|-----------|
| 山田雅裕 | 取締役社長 (代表取締役) | 0 | | 0 | 0 | 0 |
| 川瀬 渉 | 常務取締役 | 0 | 0 | | | 0 |
| 中島靖 | 常務取締役 | 0 | 0 | 0 | | |
| 山内弘治 | 取締役 | | | | 0 | 0 |
| 後藤茂之 | 取締役 | | | | | 0 |
| 磯部隆英 | 取締役 (監査等委員) 独立 社外 | | 0 | | | |
| 竹内裕美 | 取締役 (監査等委員) 独立 社外 | | | 0 | | |
| 増成邦彦 | 取締役 (監査等委員) 独立 社外 | | 0 | | | |

[※]上記の一覧表は、各氏の有するすべての知見や経験を表すものではありません。

第4号議案 取締役 (監査等委員であるものを除く。) に対する株式報酬等の額及び内容決定の件

1. 提案の理由及び当該報酬を相当とする理由

当社取締役の報酬は、2015年6月17日開催の第50期定時株主総会において、当社の取締役(監査等委員であるものを除く。)の報酬等の限度額は年額200百万円以内(使用人兼務取締役の使用人分給与は除く。)としてご承認をいただいておりますが、当該報酬等の限度額とは別枠で、新たに当社の取締役(社外取締役、監査等委員であるもの及び国内非居住者を除く。以下「対象取締役」という。)に対して、当社株式を報酬として交付する株式報酬制度(以下「本制度」という。)の導入をお願いするものであります。

本制度は、対象取締役の中長期的な業績向上と企業価値の最大化への貢献意識を高めることを目的としたものであります。

当社は、2023年5月開催の取締役会において、本議案をご承認いただくことを条件に新たな「取締役の報酬等の決定方針」を定めており、その内容は後記くご参考>欄に記載の通りですが、本議案の内容は、当該方針に沿って取締役の個人別の報酬等の内容を定めるために必要かつ合理的な内容となっていることから、本議案の内容は相当であると考えております。

本制度の対象となる取締役の員数は、第1号議案「取締役(監査等委員であるものを除く。)5名選任の件」が原案通り承認可決されますと5名となります。なお、当社は、指名・報酬等に関する手続きの公正性・透明性・客観性の強化を目的として、委員の過半数を独立社外取締役とする「人事委員会」を設置しており、本制度の導入については、「人事委員会」の審議を経ております。

2. 本制度における報酬等の額及び内容等

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する対象取締役の報酬額を原資として、当社株式が信託を通じて取得され、対象取締役に当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭(以下「当社株式等」という。)の交付及び給付(以下「交付等」という。)を行う株式報酬制度です。

(詳細は後記(2)以降の通り。)

①本議案の対象となる当社 株式等の交付等の対象者

・当社の取締役

(社外取締役、監査等委員であるもの及び国内 非居住者を除く。)

②本議案の対象となる当社株式が発行済株式の総数に与える影響

当社が拠出する金員の上限 ※下記(2)の通り。

・5事業年度を対象として、190百万円

対象取締役が交付等を受ける当社株式の数の上限及び 当社株式の取得方法 ・5事業年度を対象として対象取締役に交付等が行われる当社株式等の総数の上限は90,000株

※下記(2)及び(3)の通り。

- ・1事業年度当たりに対象取締役に付与されるポイントの総数の上限は18,000ポイント。1ポイント=当社普通株式1株に換算された株式数の当社発行済株式総数(2023年3月20日時点、自己株式控除後)に対する割合は約0.10%
- ・当社株式は、株式市場または当社(自己株式 処分)から取得

③対象取締役に対する当社 株式等の交付等の時期 ※下記(4)の通り。

・原則として、対象取締役を退任した時

(2) 当社が拠出する金員の上限

本制度は、連続する5事業年度(当初は、2024年3月20日で終了する事業年度から2028年3月20日で終了する事業年度までの5事業年度とし、信託期間の継続が行われた場合には、以降の各5事業年度)を対象とします(本制度の対象とする期間を、以下「対象期間」という。)。

当社は、対象期間毎に合計190百万円を上限とする金員を、対象取締役への報酬として拠出し、受益者要件を充足する対象取締役を受益者とする信託期間5年間の信託(以下「本信託」という。)を設定します。

本信託は、信託管理人の指図に従い、信託された金員を原資として当社株式を 株式市場または当社(自己株式処分)から取得します。対象取締役は、役位に応 じて予め定められたポイントが付与され、付与されたポイントの累積値(以下、 「累積ポイント」という。)に相当する数の当社株式等の交付等を退任時に本信 託から行います。

なお、本信託の信託期間の満了時において、新たな本信託の設定に代えて信託契約の変更及び追加信託を行うことにより、本信託を継続することがあります。その場合、当初の信託期間と同一期間だけ本信託の信託期間を延長し、信託期間の延長以降の5事業年度を新たな対象期間とします。当社は、延長された信託期間毎に合計190百万円の範囲内で追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、対象取締役に対するポイントの付与及び当社株式等の交付等を継続します。

ただし、係る追加拠出を行う場合において、延長する前の信託財産内に残存する当社株式(対象取締役に付与されたポイントに相当する当社株式で交付等が未了であるものを除く。)及び金銭(以下「残存株式等」という。)があるときは、残存株式等の金額と当社が追加拠出する信託金の合計額は、190百万円の範囲内とします。

また、本信託を終了する場合においても、信託期間の終了時に、受益者要件を 充たす可能性のある対象取締役が在任している場合には、それ以降、当該対象取 締役が退任し、当該対象取締役に対する当社株式等の交付等が完了するまで一定 期間に限り、本信託の信託期間を延長することがあります。ただし、その場合に は対象取締役に対する新たなポイントの付与は行いません。

(3) 対象取締役が交付等を受ける当社株式等の数の算定方法及び上限

対象取締役に対して交付等が行われる当社株式等の数は、株式交付規程に従い、毎年、役位に基づき付与されるポイントの累積ポイント数により定まります。

1ポイント=当社普通株式1株とし、本信託内の当社株式について、信託期間中に株式の分割・株式の併合等が生じた場合には、分割比率・併合比率等に応じて、交付等が行われる当社株式数を調整いたします。

なお、1事業年度当たりに対象取締役に対して付与するポイントの総数の上限は18,000ポイントとします。そのため、対象取締役に交付等が行われる当社株式等の総数は、5事業年度を対象として90,000株が上限となります。

(4) 対象取締役に対する当社株式等の交付等の方法及び時期

受益者要件を充足した対象取締役は、原則として対象取締役を退任した時点で 所定の受益者確定手続を行うことにより、対象取締役を退任した時点における累 積ポイントの一定割合に相当する数の当社株式(単元未満株式は切捨て)につい て交付を受け、残りの累積ポイントに相当する数の当社株式については本信託内 で換価したうえで、換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

なお、信託期間中に受益者要件を充足する対象取締役が海外赴任により国内居住者でなくなる場合は、その時点で付与されている累積ポイント数に相当する数の当社株式の全てを、本信託内で換価したうえで、その換価処分金相当額の金銭の給付を当該対象取締役が受けるものとします。

また、信託期間中に対象取締役が死亡した場合は、その時点で付与されている 累積ポイント数に相当する数の当社株式の全てを本信託内で換価したうえで、当 該対象取締役の相続人が換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

(5) 本信託内の当社株式に関する議決権

本信託内にある当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権は行使されないものとします。

(6) その他の本制度の内容

本制度に関するその他の内容については、本信託の設定、信託契約の変更延長及び本信託への追加拠出の都度、取締役会において定めます。

<ご参考>第4号議案に係る取締役の報酬等の決定方針

当社は、第4号議案が本総会で承認可決された場合、以下の通り取締役の個人 別報酬等の決定方針を一部改定することを予定しております。

【取締役の報酬等の決定方針】

(1) 基本方針

当社取締役の報酬等制度は中長期的な業績向上と企業価値の最大化への貢献意識を高めるとともに優秀な人材を獲得・保持できる報酬水準を維持し、かつ透明性・客観性が高いものであることを基本方針とします。取締役の報酬等は基本報酬(固定報酬と役員賞与)と株式報酬で構成されており、株主総会において承認された報酬枠の範囲内において、取締役(監査等委員を除く)については独立社外取締役を過半数とする任意の諮問機関「人事委員会」の適切な関与・助言を得て取締役会の決議により決定し、監査等委員については監査等委員である取締役の協議により決定を行います。

(2) 基本報酬

基本報酬については、当社グループの経営環境や業績状況、同業他社や社会・経済情勢等を踏まえた上で、各取締役の役位・職責に応じた額とし、固定報酬については月ごとに支払います。役員賞与については6月を目途に支払います。

(3) 株式報酬

株式報酬については、株式交付信託制度を採用しており、対象となる取締役 (監査等委員を除く)に対し、取締役会で定めた株式交付規程に従って固定報酬 の10%相当を基準に算定したポイントを毎年6月に付与し、付与を受けたポイントの数に応じて、原則として当社の取締役退任時に当社株式を交付します。

以上

事業報告

(2022年3月21日から2023年3月20日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国の経済は、新型コロナウイルス感染症対策による行動制限の影響から社会経済活動の正常化に向けた緩和策により、景気は緩やかな持ち直しの動きが見られました。しかしながら、ウクライナ情勢の長期化による原油価格をはじめとした原材料単価の高騰やエネルギー価格の上昇に加え、為替の大幅な変動等、依然として先行きは不透明な状況で推移しました。

当社グループの事業関連である住宅建築業界では、政府による住宅取得支援策や低水準の住宅ローン金利等が継続しており、新設住宅着工戸数は一部に弱さが見られるものの底堅い状況で推移いたしました。

このような状況のもと、当社グループは継続的な新製品の市場投入に加え、活発な営業活動を展開してまいりました。当連結会計年度におきましては、期中に電材及び管材の価格改定を行ったこと等により、売上高は39,568百万円と前連結会計年度に比べ2,663百万円(7.2%)の増収となり、過去最高の売上高を更新いたしました。利益につきましては、原材料やエネルギー単価の高騰が収益を大きく圧迫したものの販売価格の改定や半導体不足による設備投資の遅れにより減価償却費が減少したこと等により、営業利益は4,044百万円と前連結会計年度に比べ0百万円(0.0%)の増益、経常利益は4,152百万円と前連結会計年度に比べ197百万円(5.0%)の増益、親会社株主に帰属する当期純利益は2,742百万円と前連結会計年度に比べ210百万円(8.3%)の増益となりました。

(2) 当社グループの各事業区分別状況

| 事 | Ē | 業 | 区 | : | 分 | 売 | 上 | 高 | 構 | 成 | 比 |
|---|---------------|----|---------------|-----|---|---|-------|----------|---|---|--------|
| 電 | 材及 | とび | 管 | 材 事 | 業 | | 30,14 | 百万円 5 | | | 76.2 % |
| 配 | 線 | 器 | 具 | 事 | 業 | | 6,45 | 1 | | | 16.3 |
| そ | \mathcal{O} | 他 | \mathcal{O} | 事 | 業 | | 2,97 | 1 | | | 7.5 |
| 2 | ì | | | | 計 | | 39,56 | 8 | | | 100.0 |

(電材及び管材事業)

電材及び管材につきましては、建築工事現場において技能労働者の不足が 叫ばれるなか、作業の省力化を目指した製品づくりとともに、さまざまな現 場に適した多種多様な製品展開を進めることにより、業界の支持を得ており ます。

施工性に優れた合成樹脂製可とう電線管「ミラフレキSS」等が堅調に推移したことに加え、硬質ビニル電線管「J管」とその附属品等や耐候性に優れた合成樹脂製可とう電線管「ミラフレキMF」が増加したこと等により、電線管類及び附属品が増加しました。また、期中に価格改定を行ったこと等により、売上高が30,145百万円と前連結会計年度に比べ2,220百万円(8.0%)の増収となりました。営業利益は原材料やエネルギー単価の高騰が収益を大きく圧迫したものの減価償却費の減少等により、3,613百万円と前連結会計年度に比べ221百万円(6.5%)の増益となりました。

(配線器具事業)

配線器具につきましては、電材ルートへの活発な営業活動により、デザインを一新した「J・ワイドスリムスクエア」等の配線器具が堅調に推移した結果、売上高が6,451百万円と前連結会計年度に比べ303百万円(4.9%)の増収となりました。営業利益は増収効果に加え高付加価値製品の売上比率増加はあったものの、原材料単価の上昇等により428百万円と前連結会計年度に比べ51百万円(10.8%)の減益となりました。

(その他の事業)

その他につきましては、「省力化機械及び樹脂成形用金型」において、半導体等の資材が予定通り調達できず、生産に遅れが生じた影響から出荷量が減少したものの、「データセンター」や「ケーブルテレビ」の受注が順調に推移したことから、売上高が2,971百万円と前連結会計年度に比べ138百万円(4.9%)の増収となりました。営業利益は資材価格や光熱費の上昇等により566百万円と前連結会計年度に比べ207百万円(26.8%)の減益となりました。

(3) 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資等の主なものは、次の通りであります。

当社グループの設備投資は、現有生産設備の整備、金型及び機械装置の整備・拡充を行いました結果、当連結会計年度の設備投資額は1,621百万円となりました。

- ① 当連結会計年度中に完成した主要設備
 - ・当社の状況

| 大垣工場 | 金型及び流 | 台工具(電材及び管材事業) | 384百万円 |
|------------|-------|---------------|--------|
| | 生産設備 | (電材及び管材事業) | 155百万円 |
| 茨城工場 | 生産設備 | (電材及び管材事業) | 179百万円 |
| - A 11 6.1 | 15.50 | | |

・子会社の状況

69百万円

- ② 当連結会計年度継続中の主要設備の新設、拡充
 - ・当社の状況

大垣工場 金型及び治工具 (電材及び管材事業) 323百万円

③ 重要な固定資産の売却、撤去、滅失

生産能力に重要な影響を及ぼす固定資産の売却、撤去又は滅失はありません。なお、未来運輸株式会社水戸営業所(茨城県常陸大宮市)の構築物等の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(25百万円)として特別損失に計上しております。その内訳は、建物及び構築物19百万円、機械装置及び運搬具6百万円であります。

(4) 資金調達の状況

当連結会計年度における設備資金は、主に自己資金により充当いたしました。

(5) 対処すべき課題

当社グループの電材及び管材事業、配線器具事業の属する住宅建築業界では、政府による住宅取得支援策や低水準の住宅ローン金利等が継続しており新設住宅着工戸数は底堅い状況で推移するものの、資材価格や原油価格をはじめとするさまざまなコストの上昇等、厳しい経営環境が続くことが予想されます。

当社グループは、継続的な収益の拡大はもとより、売上高営業利益率を当社グループ各事業の収益性を的確に表した指標として位置づけ、連結営業利益率12%以上の達成を中期経営計画の最終年であります2026年3月末までに目指してまいります。達成のために、特定の事業の利益率に頼ることなく、いずれの事業もその内容を精査し、経営の効率化を図ってまいります。また、昨今の事業環境の著しい変化に対しても、販売価格の適正な水準を構築していくことにより激しい生存競争を勝ち抜き、当社グループの独自性の追求と顧客ニーズに適確に応えていくことにより、社業の向上を目指しております。

(6) 財産及び損益の状況の推移

| 区分 | 第55期 (2020年3月期) | 第56期 (2021年3月期) | 第57期 (2022年3月期) | 第58期 (当連結会計年度) (2023年3月期) |
|------------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|---------------------------------|
| 売 上 高(百万円) | 37,573 | 36,069 | 36,905 | 39,568 |
| 経常利益(百万円) | 4,281 | 4,121 | 3,954 | 4,152 |
| 親会社株主 に帰属する(百万円) 当期純利益 | 2,824 | 2,826 | 2,531 | 2,742 |
| 1 株 当 た り 当 期 純 利 益 | 157円65銭 | 164円58銭 | 147円32銭 | 159円40銭 |
| 1株当たり純資産額 | 2,494円45銭 | 2,665円6銭 | 2,750円10銭 | 2,869円36銭 |
| 総 資 産(百万円) | 56,615 | 58,785 | 61,024 | 64,226 |
| 純 資 産(百万円) | 43,173 | 46,208 | 47,783 | 49,963 |

(7) 重要な子会社の状況

| | 1 | - | |
|----------------------------|-------|---------|----------------------|
| 会 社 名 | 資 本 金 | 当社の出資比率 | 主 要 な 事 業 内 容 |
| 神保電器株式会社 | 98百万円 | 100.0% | 配線器具事業 (スイッチ類等の製造販売) |
| 未来精工株式会社 | 96 | 100.0 | その他の事業 (金型等の生産設備製作) |
| 未来運輸株式会社 | 30 | 100.0 | その他の事業(運送業) |
| 未来技研株式会社 | 30 | 100.0 | その他の事業(建設業等) |
| 未来化成株式会社 | 30 | 100.0 | その他の事業 (樹脂原材料の調達等) |
| 株式会社ミライコミュニ ケーションネットワーク | 138 | 71.0 | その他の事業 (電気通信事業) |
| 株式会社アミックスコム | 170 | 59.1 | その他の事業(ケーブルテレビ事業) |

⁽注) 当連結会計年度の連結子会社は7社であります。

(8) 主要な事業内容(2023年3月20日現在)

当社グループは、電材及び管材事業、配線器具事業及びその他の事業を行っております。

各事業の内容は以下の通りであります。

| 事業区分 | 主 要 な 製 品 及 び サ ー ビ ス | | | | |
|---|--|--|--|--|--|
| 電材及び管材 | ミラフレキSS (電材) 、J管 (電材) 、スライドボックス (電材) 、 | | | | |
| 事 業 | ミラレックスF (電材) 、通気スイスイ (管材) | | | | |
| 配線器具事業 | NK SERIE、J・WIDE、ニューマイルドビー | | | | |
| その他の事業 樹脂成形設備(省力化機械及び樹脂成形用金型)、ミライレンタルサー | | | | | |
| | バ(電気通信)、アミテレ(ケーブルテレビ) | | | | |

(9) 主要な拠点等(2023年3月20日現在)

① 当社

(電材及び管材事業)

本社:岐阜県

支店:仙台支店(宮城県)、東京支店(東京都)、新潟支店(新潟県)、

名古屋支店(愛知県)、大阪支店(大阪府)、中四国支店(香川

県)、福岡支店(福岡県)

営業所:全国27ヶ所

工場:山形工場(山形県)、茨城工場(茨城県)、大垣工場(岐阜県)、

垂井工場(岐阜県)、熊本工場(熊本県)

② 子会社の主要な事業所

(配線器具事業)

神保電器株式会社:千葉県

(その他の事業)

未来精工株式会社: 岐阜県 未来運輸株式会社: 岐阜県 未来技研株式会社: 岐阜県 未来化成株式会社: 岐阜県

株式会社ミライコミュニケーションネットワーク:岐阜県

株式会社アミックスコム:岐阜県

(10) 使用人の状況(2023年3月20日現在)

① 企業集団の使用人の状況

| | 事 | 業 | × | | 分 | | 使 | 用 | 人 | 数 | 前連結: | 会計台 | F度末比 | 増減 |
|---|---|----|---|---|---|---|-----|------|------|-----|------|-----|------|----|
| 電 | 材 | 及び | 管 | 材 | 事 | 業 | 7 | 799名 | (5 | (名) | 5名 | 増 | (| -) |
| 配 | 線 | 器 | 具 | 1 | 事 | 業 | 2 | 245名 | (116 | (名) | 2名 | 増 | (11名 | 減) |
| そ | の | 他 | の | 1 | 事 | 業 | 1 | 158名 | (30 |)名) | 7名 | 増 | (4名 | 減) |
| 全 | 社 | (| 共 | ì | Ã |) | | 33名 | (- | ·名) | 2名 | 増 | (| -) |
| | 合 | ì | | Ē | 計 | | 1,2 | 235名 | (151 | 名) | 16名 | 増 | (15名 | 減) |

- (注) 1. 使用人数は就業人員数であり、臨時雇用者数 (パートタイマー等) は、年間の平均人 員を () 外数で記載しております。
 - 2. 全社(共通)として記載されている使用人数は、総合企画・経理部門等の管理部門に 所属している者であります。

② 当社の使用人の状況

| 使 用 | 人 数 | 前事業年度末比増減 | 平 | 均 | 年 | 齢 | 平均勤続年数 |
|------|------|-----------|---|-----|------|---|--------|
| 832名 | (5名) | 7名 増 (-) | | 47£ | 裁6ヶ月 | 1 | 23年6ヶ月 |

(注) 使用人数は就業人員数 (当社から子会社への出向者を除き、子会社から当社への出向者を含む) であり、臨時雇用者数 (人材会社からの派遣社員等) は、年間の平均人員を () 外数で記載しております。

(11) 主要な借入先(2023年3月20日現在)

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項(2023年3月20日現在)

(1) 発行可能株式総数 100,000,000株

(2) 発行済株式の総数 25,607,086株

(3) 当事業年度末の株主数 3,992名

(4) 上位10名の株主

| 株 | É | = | 名 | 持 | 株 | 数 | 持 | 株 | 比 | 率 |
|------|-----------------------------|-----------------------|-------|---|------|-----|---|---|----|-----|
| 未来 | А. К. | 〇株 | 式 会 社 | | 2,37 | 6千株 | | | 13 | .1% |
| 名古屋 | 中小企業投 | 设 資育成 ² | 株式会社 | | 1,49 | 5 | | | 8 | .3 |
| 清 | 清 水 琴 子 | | | | 1,10 | 9 | | | 6 | .1 |
| 未来 | 天 社 員 | 持 | 株 会 | | 1,06 | 9 | | | 5 | .9 |
| 日本マス | 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口) | | | | 85 | 4 | | | 4 | .7 |
| | スタートラス 付与ESOP信 | | | | 79 | 3 | | | 4 | .4 |
| Ш | Ħ | 雅 | 裕 | | 76 | 8 | | | 4 | .2 |
| Ш | Ħ | 智 | 絵 | | 76 | 8 | | | 4 | .2 |
| 清 | 水 | 陽 | 一 郎 | | 70 | 8 | | | 3 | .9 |
| 大 | 澤 | 千 | 緒 | | 65 | 2 | | | 3 | .6 |

⁽注) 1. 当社は、自己株式7,604千株を保有しておりますが、上記大株主からは除いております。なお、自己株式(7,604千株)には、株式付与ESOP信託□・75647□が所有する当社株式(793千株)を含んでおりません。

^{2.} 持株比率は自己株式 (7,604千株) を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等(2023年3月20日現在)

| 地 位 | 氏 | 名 | 担当及び重要な兼職の状況 | | | |
|---------------|-----|-----|---|--|--|--|
| 取締役社長 (代表取締役) | ш ⊞ | 雅裕 | 監査室・内部統制担当 | | | |
| 常務取締役 | 川瀬 | 渉 | 経理部・品質保証部・購買部担当 | | | |
| 常務取締役 | 中島 | 靖 | 総合企画部担当 | | | |
| 取 締 役 | 山内 | 弘治 | 営業部長 | | | |
| 取 締 役 | 後藤 | 茂之 | 製造部長、開発部担当 | | | |
| 取 締 役 (監査等委員) | 磯部 | 隆英 | 公認会計士 初穂商事株式会社社外取締役(監査等委 員) | | | |
| 取 締 役 (監査等委員) | 勝崎 | 視美 | 公認会計士、税理士(公認会計士勝崎視 美事務所所長) | | | |
| 取締役(監査等委員) | 竹 内 | 裕善美 | 弁護士(弁護士法人鬼頭・竹内法律事務所パートナー) 株式会社安江工務店社外取締役(監査等 委員) 公立大学法人名古屋市立大学監事 | | | |

- (注) 1. 取締役(監査等委員) 磯部隆英、勝崎視美及び竹内裕美の各氏は社外取締役であります。
 - 2. 取締役(監査等委員)磯部隆英氏は、公認会計士として企業会計に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 - 3. 取締役(監査等委員)勝崎視美氏は、公認会計士及び税理士として企業会計に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 - 4. 取締役(監査等委員) 竹内裕美氏は、弁護士として企業法務に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 - 5. 当社は、取締役(監査等委員)磯部隆英、勝崎視美及び竹内裕美の各氏を株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、 両取引所に届け出ております。
 - 6. 当社の監査等委員会は、会計監査人及び内部統制委員会事務局である内部監査部門 (監査室) との綿密な連携を図っており、監査等委員会による監査の実効性が確保されているため、必ずしも常勤者を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。

7. 当事業年度中の取締役の異動

・2022年6月15日開催の当社第57期定時株主総会終結の時をもって、取締役会長相 崎有平氏は任期満了により退任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、磯部隆英、勝崎視美及び竹内裕美の各氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び当社子会社の取締役、監査役全員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の業務の遂行に起因して、保険期間中に損害賠償請求がなされたことによって被る損害が、保険期間中の総支払限度額の範囲内で填補されます。

ただし、被保険者が違法に利益又は便宜を得たこと、犯罪行為、不正行為、詐欺行為又は法令、規則又は取締法規に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害賠償は上記保険契約によっても填補されません。

(4) 取締役の報酬等

① 取締役の報酬等の決定方針等

当社は、2021年12月6日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について任意の諮問機関「人事委員会」からの答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや任意の諮問機関「人事委員会」からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

《取締役の報酬等の決定方針》

当社取締役の報酬等は基本報酬(固定報酬と役員賞与)のみで構成されており、株主総会において承認された報酬枠の範囲内において、取締役(監査等委員を除く)については独立社外取締役を過半数とする任意の諮問機関「人事委員会」の適切な関与・助言を得て取締役会の決議により決定し、監査等委員については監査等委員である取締役の協議により決定を行います。取締役の固定報酬については月ごとに固定額を支払い、役員賞与については6月を目途に支払います。

取締役の報酬等の決定にあたっては、以下の点を考慮しております。

- 1. 企業価値の向上に対する意欲を高め、優秀な人材の確保に配慮したものであること。
- 2. 当社グループの経営環境や業績状況を踏まえた上で適正な範囲であること。
- 3. 報酬水準について、同業他社や社会・経済情勢等を踏まえた上で適正な範囲であること。
- 4. 各取締役が担う役割・責務に応じたものであること。
- 5. 短期的な成果のみならず、継続的な企業価値・株主価値の向上を 促すものであること。

② 取締役の報酬等の額

当事業年度に係る報酬等の額

| | 分 | 報酬等の | 報酬: | 報酬等の種類別の総額(百万円) | | | | | |
|--------|-----------------|-------------|------------|-----------------|----------|----------|------------|--|--|
| | ילל | 総額 (百万円) | 固定報酬 | 役員賞与 | 業績連動報酬 | 退職慰労金 | の員数 (名) | | |
| 取締役(監査 | 等委員除く) 外取締役) | 127 (-) | 78 (-) | 49 (-) | _ (-) | _ (-) | 6 (-) | | |
| 取締役(監 | | 13 (13) | 13 (13) | _ (-) | _ (-) | _ (-) | 3 (3) | | |
| 合(うち社外 | 計 外取締役) | 140 (13) | 91 (13) | 49 (-) | _ (-) | _ (-) | 9 (3) | | |

- (注) 1. 前表には、2022年6月15日開催の第57期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役(監査等委員除く)1名(うち社外取締役-名)を含んでおります。
 - 2. 取締役(監査等委員除く)の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 - 3. 取締役の報酬限度額は、2015年6月17日開催の第50期定時株主総会において、取締役(監査等委員除く)について年額200百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)、監査等委員である取締役について年額30百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員除く)の員数は5名(うち社外取締役-名)、監査等委員である取締役の員数は3名(うち社外取締役3名)であります。
 - 4. 2015年6月17日開催の第50期定時株主総会決議に基づき、2022年6月15日開催の第57期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役(監査等委員除く)に支払った役員退職慰労金は、以下の通りであります。

取締役(監査等委員除く)1名20百万円(うち社外取締役-名-百万円)

なお、2015年6月17日開催の第50期定時株主総会において、取締役に対する退職慰 労金制度の廃止を決議しております。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役(監査等委員) 勝崎視美氏は、公認会計士勝崎視美事務所を営んでおります。当社と同事務所との間には特別な関係はありません。

取締役(監査等委員) 竹内裕美氏は、弁護士法人鬼頭・竹内法律事務所を営んでおります。当社と同事務所との間には特別な関係はありません。

② 他の法人等の社外役員等としての重要な兼任状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役(監査等委員)磯部隆英氏は、初穂商事株式会社の社外取締役 (監査等委員)であります。当社と同社との間には特別な関係はありません。

取締役(監査等委員) 竹内裕美氏は、株式会社安江工務店の社外取締役 (監査等委員) であります。当社と同社との間には特別な関係はありません。また、同氏は、公立大学法人名古屋市立大学の監事であります。当社と同大学との間には特別な関係はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

| | 出 席 状 況 、 発 言 状 況 及 び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要 |
|----------------|--|
| 取締役の機の部をを英に経験 | 当事業年度開催の取締役会12回全てに出席し、当事業年度開催の監査等委員会11回全てに出席いたしました。同氏は、投資育成会社の経営に携わった経験や公認会計士としての見地から取締役会の意思決定及び取締役の職務執行の監督を行っております。同氏は上記の専門的見地に基づき、議案、審議等について必要な発言を適宜行っております。また、当事業年度開催の任意の人事委員会(指名・報酬の諮問機関)3回全てに委員長として出席し、客観的・中立な立場から当社の役員候補者の選任や役員報酬等の決定過程、取締役会の実効性評価における監督機能を果たしております。 |
| 取締役 勝 崎 視 美 | 当事業年度開催の取締役会12回全てに出席し、当事業年度開催の監査等委員会11回全てに出席いたしました。同氏は主に公認会計士及び税理士としての見地から適切に監督しております。同氏は上記の専門的見地に基づき、議案、審議等について必要な発言を適宜行っております。また、当事業年度開催の任意の人事委員会(指名・報酬の諮問機関)3回全てに委員として出席し、客観的・中立な立場から当社の役員候補者の選任や役員報酬等の決定過程、取締役会の実効性評価における監督機能を果たしております。 |
| 取締役 竹内裕美 [益等類] | 当事業年度開催の取締役会12回全てに出席し、当事業年度開催の監査等委員会11回全てに出席いたしました。同氏は主に弁護士としての見地から適切に監督を行っております。同氏は上記の専門的見地に基づき、議案、審議等について必要な発言を適宜行っております。また、当事業年度開催の任意の人事委員会(指名・報酬の諮問機関)3回全てに委員として出席し、客観的・中立な立場から当社の役員候補者の選任や役員報酬等の決定過程、取締役会の実効性評価における監督機能を果たしております。 |

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

仰星監査法人

(2) 会計監査人に対する報酬等の額

| | 区 | 分 | 支 | 払 | 額 |
|---|---------------------------|---|---|-------|---|
| 1 | 当事業年度に係る会計監査人 | | 2 | 26百万円 | |
| | 当社及び当社子会社が支払う 上の利益の合計額 | | 2 | 6百万円 | |

- (注) 1.当社と会計監査人との監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ実質的にも区分できないことから、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。
 - 2.監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積 りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の 報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人の当社の子会社の計算関係書類監査の状況

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条に該当すると判断したときは、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人の職務の遂行に関する事項の整備・運用の状況、監査の方法及び結果の相当性等を勘案して会計監査人の変更が必要であると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

.....

⁽注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2023年3月20日現在)

(単位:百万円)

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|----------------|-------------|------------------------------|----------------|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| 流動資産 | 42,366 | 流動負債 | 11,888 |
| 現金及び預金 | 23,094 | 支払手形及び買掛金 | 3,118 |
| 受取手形、売掛金及び契約資産 | 7,531 | 電子記録債務 | 4,212 |
| 電子記録債権 | 4,236 | 短期借入金 | 45 |
| 商品及び製品 | 4,418 | 1年内返済予定の長期借入金 未 払 法 人 税 等 | 184 873 |
| 原材料及び貯蔵品 | 1,498 | その他の流動負債 | 3,454 |
| その他の流動資産 | 1,590 | 固定負債 | 2,374 |
| 学 倒 引 当 金 | 1,590 △4 | 長期借入金 | 19 |
| | · · | 再評価に係る繰延税金負債 | 60 |
| 固定資産 | 21,860 | 株式付与引当金 | 1,154 |
| 有 形 固 定 資 産 | 13,644 | 役員退職慰労引当金 | 95 |
| 建物及び構築物 | 5,069 | 退職給付に係る負債 | 648 |
| 機械装置及び運搬具 | 2,627 | その他の固定負債 | 396 |
| 土 地 | 4,643 | 負 債 合 計 | 14,263 |
| 建設仮勘定 | 675 | (純資産の部) | 40.007 |
| その他の有形固定資産 | 628 | 株主資本 | 49,387 |
| 無形固定資産 | 146 | 資本剰余金 | 7,067 9,538 |
| 投資その他の資産 | 8,069 | 利益剰余金 | 48,672 |
| 投資有価証券 | 1,155 | 自己株式 | △15,891 |
| 繰延税金資産 | 1,225 | その他の包括利益累計額 | △6 |
| 退職給付に係る資産 | 1,278 | その他有価証券評価差額金 | 193 |
| | | 土地再評価差額金 | △600 |
| | 4,000 | 退職給付に係る調整累計額 | 400 |
| その他の投資その他の資産 | 509 | 非支配株主持分 | 582 |
| 算 倒 引 当 金 | △99 | 純 資 産 合 計 | 49,963 |
| 資 産 合 計 | 64,226 | 負債・純資産合計 | 64,226 |

連結損益計算書

(2022年3月21日から 2023年3月20日まで)

(単位:百万円)

| | 科 | | | | | 金 | 額 |
|---|-------|-------|-------------|-------|----|-------|--------|
| 売 | | 上 | | 高 | | | 39,568 |
| 売 | 上 | Æ | Ę | 価 | | | 25,606 |
| | 売 | 上 | 総 | 利 | 益 | | 13,961 |
| 販 | 売 費 及 | び — 舟 | 设管 | 理 費 | | | 9,917 |
| | 営 | 業 | | 利 | 益 | | 4,044 |
| 営 | 業 | 外 | 収 | 益 | | | |
| | 受 取 | 利 息 | 及 | び 配 当 | 金 | 44 | |
| | 作 業 | € < | <u>a,</u> , | 売 却 | 益 | 22 | |
| | 受 | 取 | 手 | 数 | 料 | 21 | |
| | その | 他の | 営 | 業外収 | 益 | 46 | 135 |
| 営 | 業 | 外 | 費 | 用 | | | |
| | 支 | 払 | | 利 | 息 | 4 | |
| | 固定 | 資 | 産 | 除却 | 損 | 10 | |
| | 社 | 債 | 発 | 行 | 費 | 5 | |
| | その | 他の | 営 | 業外費 | 用 | 7 | 26 |
| | 経 | 常 | | 利 | 益 | | 4,152 |
| 特 | 別 | 扫 | Į | 失 | | | |
| | 減 | 損 | | 損 | 失 | 25 | 25 |
| 1 | 说 金 等 | 調整 | 前 | 当期 純利 | 益 | | 4,126 |
| > | 去人税 | 、住月 | €税 | 及び事業 | 税 | 1,409 | |
| > | 去人 | 税 | 等 | 調整 | 額 | △101 | 1,307 |
| 1 | 当 | 期 | 純 | 利 | 益 | | 2,818 |
|] | 非支配株 | 主に帰 | 属す | る当期純和 | 刂益 | | 76 |
| ¥ | 視会社株 | 主に帰 | 属す | る当期純和 | 引益 | | 2,742 |

連結株主資本等変動計算書

(2022年3月21日から 2023年3月20日まで)

| | | | 株 | 主 資 | 本 | |
|-------------------------------|---|-------|-------|--------|---------|--------|
| | 資 | 本 金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本合計 |
| 2022年3月21日 残高 | | 7,067 | 9,538 | 46,855 | △15,918 | 47,543 |
| 会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額 | | | | △24 | | △24 |
| 会計方針の変更を反映した 2022年3月21日 残高 | | 7,067 | 9,538 | 46,830 | △15,918 | 47,518 |
| 連結会計年度中の変動額 | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | △900 | | △900 |
| 親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 | | | | 2,742 | | 2,742 |
| 自己株式の取得 | | | | | △0 | △0 |
| 自己株式の処分 | | | | | 27 | 27 |
| 株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額) | | | | | | |
| 連結会計年度中の変動額合計 | | _ | l | 1,841 | 27 | 1,869 |
| 2023年3月20日 残高 | | 7,067 | 9,538 | 48,672 | △15,891 | 49,387 |

| | そ | の他の包括 | 舌利益累計 | - 額 | | |
|-------------------------------|--------------|----------|-----------------------|-----------------------------|--------------|--------|
| | その他有価証券評価差額金 | 土地再評価差額金 | 退職給付に 係 る 調整累計額 | そ の 他 の 包 括 利 益 累計額合計 | 非支配株主 持 分 | 純資産合計 |
| 2022年3月21日 残高 | 111 | △600 | 223 | △265 | 505 | 47,783 |
| 会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額 | | | | | | △24 |
| 会計方針の変更を反映した 2022年3月21日 残高 | 111 | △600 | 223 | △265 | 505 | 47,758 |
| 連結会計年度中の変動額 | | | | | | |
| 剰 余 金 の 配 当 | | | | | | △900 |
| 親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 | | | | | | 2,742 |
| 自己株式の取得 | | | | | | △0 |
| 自己株式の処分 | | | | | | 27 |
| 株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額) | 81 | _ | 177 | 258 | 76 | 335 |
| 連結会計年度中の変動額合計 | 81 | _ | 177 | 258 | 76 | 2,205 |
| 2023年3月20日 残高 | 193 | △600 | 400 | △6 | 582 | 49,963 |

貸借対照表

(2023年3月20日現在)

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|--------------|--------|------------------|---------|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| 流動資産 | 32,983 | 流動負債 | 9,142 |
| 現金及び預金 | 17,725 | 買 掛 金 | 2,160 |
| 受 取 手 形 | 1,686 | 電子記録債務 | 3,434 |
| 電子記録債権 | 3,539 | 未 払 費 用 | 1,429 |
| 売 掛 金 | 4,031 | 未払法人税等 | 713 |
| 商品及び製品 | 3,555 | その他の流動負債 | 1,405 |
| 原材料及び貯蔵品 | 946 | 固定負債 | 2,019 |
| その他の流動資産 | 1,503 | 再評価に係る繰延税金負債 | 60 |
| 貸倒引当金 | △3 | 退職給付引当金 | 560 |
| 固定資産 | 19,793 | 株式付与引当金 | 1,154 |
| | 11,766 | その他の固定負債 負 債 合 計 | 242 |
| 建物 | 3,900 | (純資産の部) | 11,161 |
| 機械及び装置 | 2,298 | 株主資本 | 42,057 |
| 土地 | 4,290 | | 7,067 |
| 建設仮勘定 | 434 | 資本剰余金 | 10,967 |
| その他の有形固定資産 | 842 | 資本準備金 | 8,736 |
| 無形固定資産 | 68 | その他資本剰余金 | 2,230 |
| 投資その他の資産 | 7,958 | 利 益 剰 余 金 | 39,913 |
| | 1,072 | 利益準備金 | 962 |
| 投資有価証券 | 1 | その他利益剰余金 | 38,950 |
| 関係会社集制 | 762 | 別 途 積 立 金 | 19,760 |
| 関係会社長期貸付金 | 159 | 繰越利益剰余金 | 19,190 |
| 前払年金費用 | 801 | 自己株式 | △15,891 |
| 操延税金資産 | 1,022 | 評価・換算差額等 | △441 |
| 長期 預金 | 4,000 | その他有価証券評価差額金 | 158 |
| その他の投資その他の資産 | 235 | 土地再評価差額金 | △600 |
| 貸倒引当金 | △94 | 純 資 産 合 計 | 41,615 |
| 資 産 合 計 | 52,777 | 負債・純資産合計 | 52,777 |

損益計算書

(2022年3月21日から 2023年3月20日まで)

| 科 | | | | 金 | 額 |
|-------|-------|-------|---|-------|--------|
| | 上 | 高 | | | 30,372 |
| 売 上 | 原 | 価 | | | 19,720 |
| 売 _ | L 総 | 利 | 益 | | 10,651 |
| 販売費及で | が一般管 | 理 費 | | | 7,669 |
| 営 | 業 | 利 | 益 | | 2,982 |
| 営業 | 外 収 | 益 | | | |
| 受 取 利 | 息 及 | び 配 当 | 金 | 45 | |
| 作業 | く ず | 売 却 | 益 | 22 | |
| その6 | 也の営 | 業 外 収 | 益 | 40 | 107 |
| 営 業 | 外 費 | 用 | | | |
| 固定 | 資 産 | 除却 | 損 | 12 | |
| そのか | 也の営 | 業 外 費 | 用 | 2 | 14 |
| 経 | 常 | 利 | 益 | | 3,076 |
| 税引前 | 前 当 期 | 1 純 利 | 益 | | 3,076 |
| 法人税、 | 住 民 税 | 及び事業 | 税 | 1,051 | |
| 法人 | 税 等 | 調整 | 額 | △87 | 963 |
| 当 期 | 純 | 利 | 益 | | 2,112 |

株主資本等変動計算書

(2022年3月21日から 2023年3月20日まで)

| | | | 株 | | 主 | j | 資 | 本 | | |
|---------------------------------|-------|---------|----------------|---------|--------|--------|-----------------------------|---------|---------|--------|
| | | 資 本 | 剰 | 余 金 | 利 | 益乗 | 1 余 | 金 | | |
| | 資本金 | 資 本 準備金 | そ の 他 資本剰余金 | 資本剰余金合計 | 利 益準備金 | | 也 利 益 金 繰越利益 剰 余 金 | 利益剰余金合計 | 自己株式 | 株主資本合計 |
| 2022年3月21日 残高 | 7,067 | 8,736 | 2,230 | 10,967 | 962 | 19,760 | 18,003 | 38,725 | △15,918 | 40,842 |
| 会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額 | | | | | | | △24 | △24 | | △24 |
| 会計方針の変更を反映した 2022年3月21日 残高 | 7,067 | 8,736 | 2,230 | 10,967 | 962 | 19,760 | 17,978 | 38,700 | △15,918 | 40,817 |
| 事業年度中の変動額 | | | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | | △900 | △900 | | △900 |
| 当期純利益 | | | | | | | 2,112 | 2,112 | | 2,112 |
| 自己株式の取得 | | | | | | | | | △0 | △0 |
| 自己株式の処分 | | | | | | | | | 27 | 27 |
| 株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額) | | | | | | | | | | |
| 事業年度中の変動額合計 | _ | _ | _ | _ | _ | _ | 1,212 | 1,212 | 27 | 1,239 |
| 2023年3月20日 残高 | 7,067 | 8,736 | 2,230 | 10,967 | 962 | 19,760 | 19,190 | 39,913 | △15,891 | 42,057 |

| | 1 | | | |
|---------------------------------|------------------|----------|------------|-----------|
| | 評価 | ・ 換 算 差 | 額等 | |
| | その他有価証券 評価差額金 | 土地再評価差額金 | 評価・換算差額等合計 | 純 資 産 合 計 |
| 2022年3月21日 残高 | 71 | △600 | △528 | 40,313 |
| 会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額 | | | | △24 |
| 会計方針の変更を反映した 2022年3月21日 残高 | 71 | △600 | △528 | 40,288 |
| 事業年度中の変動額 | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | △900 |
| 当期純利益 | | | | 2,112 |
| 自己株式の取得 | | | | △0 |
| 自己株式の処分 | | | | 27 |
| 株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額) | 87 | - | 87 | 87 |
| 事業年度中の変動額合計 | 87 | - | 87 | 1,327 |
| 2023年3月20日 残高 | 158 | △600 | △441 | 41,615 |

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月10日

未来工業株式会社取締役会 御中

仰星監査法人 名古屋事務所

指 定 社 員 公認会計士 淺 井 孝 孔 指 定 社 員 公認会計士 淺 井 孝 孔 指 定 社 員 公認会計士 木 全 泰 之 業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、未来工業株式会社の2022年3 月21日から2023年3月20日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借 対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行っ た。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、未来工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の 過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識 との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にそ の他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を 作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められ る企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事 項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正 又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書 において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、 不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用 者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の 判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われ た会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、 監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する 規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、 及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容につい て報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月10日

未来工業株式会社取締役会御中

仰星監査法人 名古屋事務所

 指 定 社 員 公認会計士 淺 井
 孝 孔

 業務執行社員
 公認会計士 茂 井
 孝 孔

 指 定 社 員 公認会計士 木 全
 泰 之

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、未来工業株式会社の2022年3月21日から2023年3月20日までの第58期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行 を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の 判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものでは ないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案す るために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われ た会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業 会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の 表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示して いるかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する 規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、 及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容につい て報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき 利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監査報告書

当監査等委員会は、2022年3月21日から2023年3月20日までの第58期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下の通り報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の 分担等に従い、監査室と連携の上、情報の収集及び監査の環境整備に努めると ともに、取締役及び主要な使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を 受け、必要に応じて説明を求め、重要な会議の議事録及び主要な決裁書類等を 閲覧し、会社の業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社につい ては、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に 応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日 企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人仰星監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人の監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果 会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月10日

未来工業株式会社 監査等委員会 監査等委員 磯 部 隆 英 印 監査等委員 勝 崎 視 美 印 監査等委員 竹 内 裕 美 印

(注) 監査等委員は3名全員、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規 定する社外取締役であります。

以上

| × | ŧ | |
|---|---|--|
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

......

株主総会会場ご案内図

会 場 大垣フォーラムホテル 2階 天の間

岐阜県大垣市万石二丁目31番地 電話 0584 (81) 4171



交通のご案内

- J R 東海道本線「大垣駅」から車で約10分
- ●名阪近鉄バス・岐垣線「万石停留所」下車すぐ
- J R 東海道新幹線「岐阜羽島駅」から車で約20分
- ●名神高速道路「大垣 I C」から車で約20分
- ●名神高速道路「安八スマートIC」から車で約12分





